



北海道教育大学

育児・介護休業制度等 パンフレット



令和元年12月
男女共同参画推進会議

<担当窓口>

札幌 人事課	011-778-0648 または 011-778-0219 s-shokuin@j.hokkyodai.ac.jp
旭川 総務グループ	0166-59-1204 asa-somu@j.hokkyodai.ac.jp
釧路 総務グループ	0154-44-3214 kus-somu@j.hokkyodai.ac.jp
函館 総務グループ	0138-44-4204 hak-somu@j.hokkyodai.ac.jp
岩見沢 総務グループ	0126-32-0433 iwa-somu@j.hokkyodai.ac.jp

<ライフステージ別> 育児に関する休暇・休業制度の期間

	妊娠	出産	1歳	3歳	小学校	中学校
女性 対象 	妊産婦健診(P3)					
	通勤緩和、休憩(P3)					
	超過勤務・深夜勤務免除(P3)					
	産前休暇(P3)	産後休暇(P3)				
男性 対象 	妻の出産休暇(P3)					
男女 対象  		子の保育時間(P4)				
		育児休業(P4)				
		超過勤務免除(P4)		超過勤務制限(P5)		
		育児短時間勤務(P4)・育児時間(P5)				
		早出遅出勤務(P5)				
		深夜勤務免除(P5)				
		看護休暇(P5)				
	<その他> 企業主導型保育施設(企業枠)の利用について(P6)					

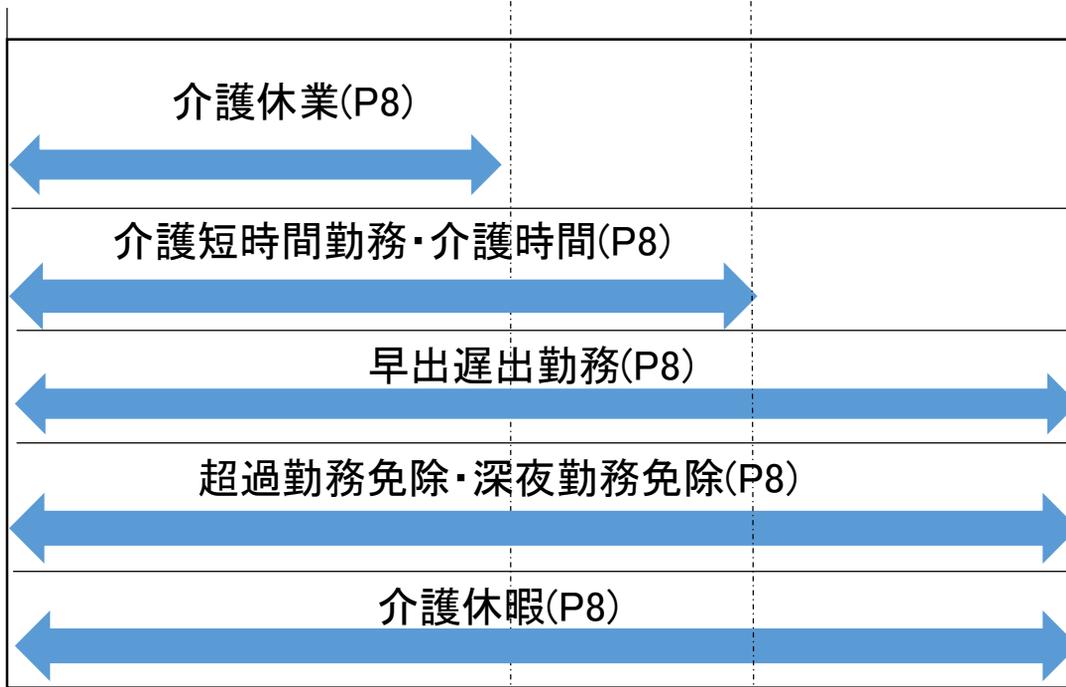
介護に関する休暇・休業制度の期間

介護が必要に
なったとき

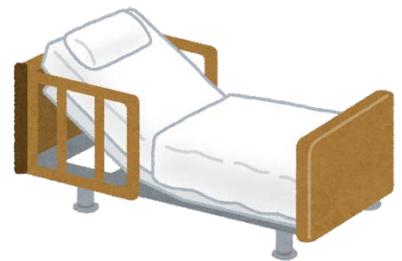
※最長6か月

※最長3年

介護が必要でなく
なったとき



※ 介護が必要でなくなった時点で終了する



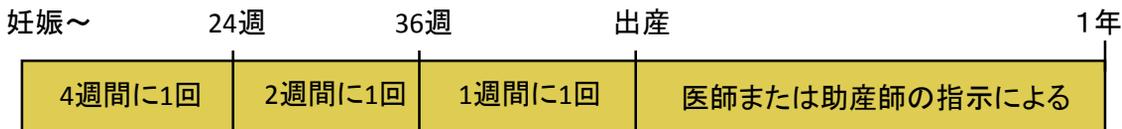
育児・出産のための諸制度

○女性対象の制度 ●男性対象の制度

＜妊娠がわかったら利用できる制度＞

○妊産婦の保健指導、健康診査のための休暇

→母体保護のため、市町村の保健指導や健康診査を受けるときはそれぞれ1日の範囲内で取得できます。



○通勤緩和

→妊娠中の女性職員について、交通機関の混雑が本人又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに与えられます。

○休憩

→妊娠中の女性職員について、業務が本人又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに与えられます。

○超過勤務・深夜業務の免除

→妊娠中の女性職員について、超過勤務及び深夜業務が免除されます。

○産前休暇

→出産予定日から8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前まで取得できます。

○産後休暇

→出産日の翌日から8週間(医師が認めた場合は6週間まで短縮可)取得しなければなりません。



●妻の出産に伴う休暇

→男性職員の妻(事実婚でも可)が出産のため病院に入院した日から出産日の2週間後までの間で、付き添いや出生の届出のために最大2日間取得できます。

<子が0歳～1歳になるまで利用できる制度>

○●子の保育時間

→授乳や託児所の送迎などを行う必要がある場合、1日2回までそれぞれ30分取得できます。

<子が0歳～3歳になるまで利用できる制度>

○●育児休業

→子が3歳になるまで(非常勤職員は子が1歳になるまで)、育児のため勤務を休むことができます。

※ 非常勤職員は雇用されて1年未満の職員・子が1歳6か月になるまでに雇用期間が終了し契約更新の見込みがない職員は申出できません。

※ 無給ですが、育児休業給付金については別途雇用保険より、最長で子が2歳になるまで(1歳に達した後は条件つき)支給されます。

○●超過勤務の免除

→子が3歳になるまで、超過勤務が免除されます。

<子が0歳～小学校に入学するまで利用できる制度>

○●育児短時間勤務

→子が小学校に入学するまで1日の勤務時間を3時間55分又は4時間55分に短縮することができます。(常勤職員のみ利用可)

○●育児時間

→子が小学校に入学するまで(非常勤職員は子どもが3歳になるまでかつ勤務時間が6時間以下の職員は除く)、1日最大2時間の範囲内で育児のため勤務を休むことができます。

勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分単位で取得できます。



○●早出遅出勤務

→子が小学校に入学するまで、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することができます。

ただし、条件を満たす場合は小学校入学後も可能です。

また、休憩時間を45分に短縮し、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することもできます。休憩時間の短縮については子の年齢制限はありません。

○●超過勤務の制限

→子が小学校に入学するまで、月24時間を超える超過勤務が制限されます。

○●深夜勤務の免除

→子が小学校に入学するまで、深夜業務が免除されます。

<子が0歳～中学校に入学するまで利用できる制度>

○●子の看護休暇

→中学校入学前の子の看護(ケガ、または病気になった子の世話)や予防接種・健康診断が必要となった場合、年10日(子が2人以上いる場合は年20日)取得できます。

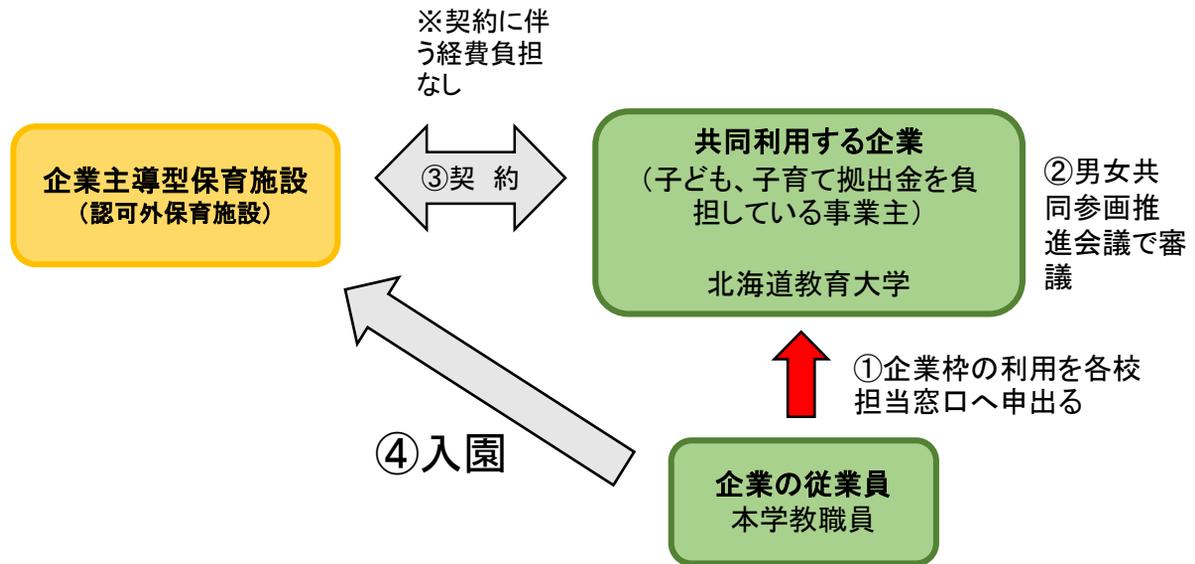


○●企業主導型保育施設(企業枠)の利用

近年、認可保育所の入所が難しい状況を受け、本学では内閣府から企業主導型保育事業の助成を受けている保育施設への入所にあたり、企業枠の利用をすることが可能となりました(令和元年9月から)。

職員が利用したい保育施設がある場合、申出にあたっては必ず事前に施設見学を行ったうえで、早めに各校担当窓口までご相談ください。具体的な契約内容は施設ごとに異なるため、職員から申出があった場合は、個別に協議を行います。

<利用の申出から契約までの流れ>



※最新の企業主導型保育施設一覧は公益財団法人児童育成協会HPを参照ください。
(<https://www.kigyounaihoiku.jp/>)



介護支援のための諸制度

※制度利用にあたって

対象家族が「要介護状態」である場合に制度を利用することができます。

◇「要介護状態」

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態のことで、要介護認定を受けていなくても、介護休業の対象となり得ます。

常時介護を必要とする状態については、判断基準が定められており、この基準に従って判断することとなります(下記参照)。

介護のための諸制度を利用する場合は、原則対象家族が要介護状態にあること等を証明する書類の提出が必要です。証明書類は「医師の診断書」等に限定されていませんが、要介護状態にある事実を証明できるものを提出してください。

<常時介護を必要とする状態に関する判断基準>

※厚生労働省ガイドブックより

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h27_12.pdf)

以下の【1】または【2】のいずれかに該当する場合であること。

【1】介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

【2】下記状態(1)～(12)のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

項目	状態	1 (注1)	2 (注2)	3
①座位保持(10分間一人で座ることができる)		自分で可	支えてもらえればできる(注3)	できない
②歩行(立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる)		つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗(ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作)		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取(注4)		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達		できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない		ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある		ない	ときどきある	ほとんど毎日ある(注5)
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある		ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の内服		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定(注6)		できる	本人に関する重要な意思決定はできない(注7)	ほとんどできない

(注1) 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

(注2) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

(注3) 「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

(注4) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

(注5) ⑨の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

(注6) 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

(注7) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、指示や支援を必要とすることをいう。

<介護休業>

→対象家族1人につき通算6か月(非常勤職員は93日)の日数、最大3回まで介護のため勤務を休むことができます。

※ 非常勤職員は雇用されて1年未満の職員・休業開始日から93日を経過する日から6月を経過する日までに雇用期間が終了し契約更新の見込みがない職員は申出できません。

※無給ですが、介護休業給付金については別途雇用保険より支給されます。



<介護短時間勤務>

→対象家族の介護のため、1日の勤務時間を最短4時間まで短縮することができます。(1日の勤務時間が4時間以下の職員を除く)

対象家族1人につき、開始日から3年間で2回まで可能です。

<介護時間>

→対象家族の介護のため、連続3年の期間で1日最大2時間の範囲内で介護のため勤務を休むことができます。(1日の勤務時間が6時間以下の職員を除く)

勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分単位で取得できます。

<早出遅出勤務>

→対象家族の介護のため、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することができます。

休憩時間を45分に短縮し、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することもできます。

<超過勤務の免除>

→対象家族の介護のため、超過勤務が免除されます。



<深夜業務の免除>

→対象家族の介護のため、深夜業務が免除されます。

<介護休暇>

→対象家族の介護のため必要な場合、年10日(対象家族が2人以上の場合は20日)まで取得できます。

注意

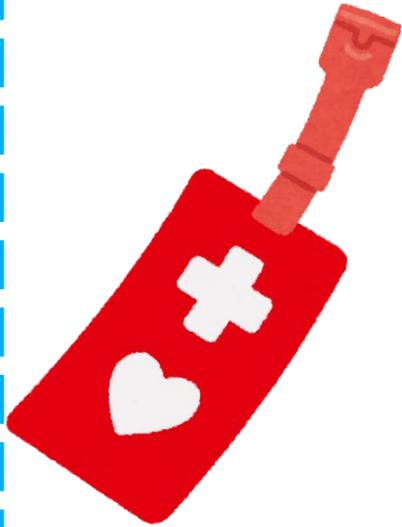
※これらの育児及び介護の諸制度については、事前の申請が必要となります。

また、必要となる条件を満たしていない場合や労働契約の内容等によっては利用できないものもあります。

利用するにあたって不明な点は必ず事前に各校担当窓口までご確認ください。



※ ヘルプマークとは



○外見からは配慮を必要としていることが分かりにくい方の意思表示を支援するためのものです。

○各自治体で導入しており、札幌市・旭川市・釧路市・函館市・岩見沢市のいずれも導入しています。